

促進区域の設定

1. 地域脱炭素化促進事業制度

(1) 制度の趣旨・目的

改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

(2) 制度の全体像

○制度の主な関係者と役割

(市町村)

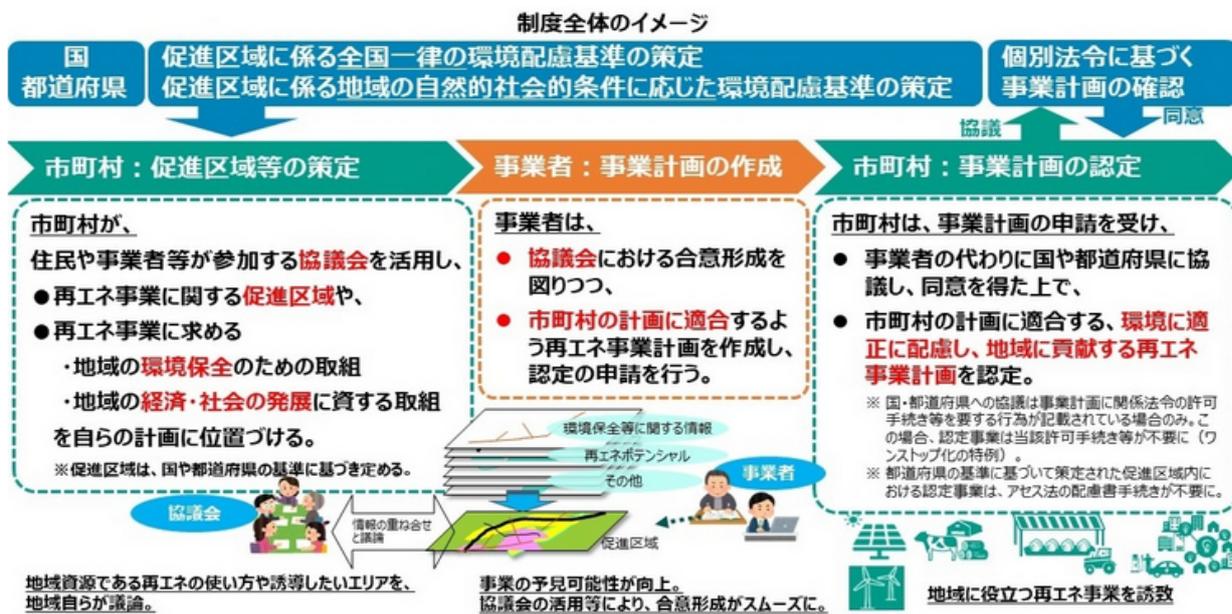
- ・ 地域の再エネ目標を踏まえ、再エネを促進すべきエリア（促進区域）を設定
- ・ 事業者の再エネ事業計画を認定

(事業者)

- ・ 促進区域において、環境・社会・経済に貢献する再エネ事業を実施

(地域関係者)

- ・ 再エネを促進すべきエリアや再エネ事業に求める取組について議論、合意形成



制度全体のイメージ（出典：環境省マニュアル）

○制度の主なメリット

- ・ 地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを地域で議論して合意形成
- ・ 再エネ事業者は、促進区域における事業の予見可能性が向上
- ・ 地域の環境保全、社会・経済に貢献する取組を要件として設定することにより、地域に役立つ再エネ事業が誘致

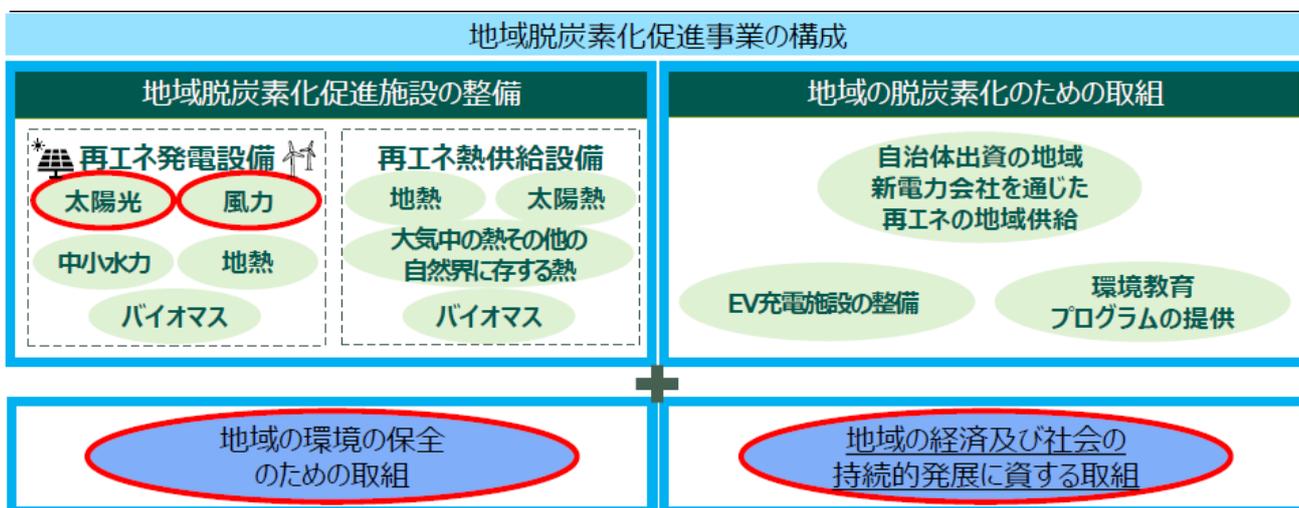
(3)市町村の役割

① 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定

市町村は、地方公共団体実行計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））において、以下の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

<地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項>

- 地域脱炭素化促進事業の目標
- 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
 - 地域の環境保全のための取組
 - 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



地域脱炭素化促進事業の構成イメージ（出典：環境省マニュアル）

②促進区域の設定に係る合意形成

区域の設定を円滑に進めるため、地域の合意形成を行うことが必要です。合意形成手法には、「地方公共団体実行計画協議会」のほか、個別ヒアリング、有識者ヒアリング、説明会、アンケート、パブリックコメントなどがあり、目的にあわせて選択することが重要です。

※「地球温暖化対策実行計画協議会」

改正温対法に基づき設置できる協議会で、行政機関や有識者、住民団体、産業団体など地域の関係者から構成

③地域脱炭素化促進 事業計画の認定、ワンストップ化の特例の適用

事業計画の申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が認定要件に該当するものであると認めるときは、その認定を行います。

2. 促進区域の検討

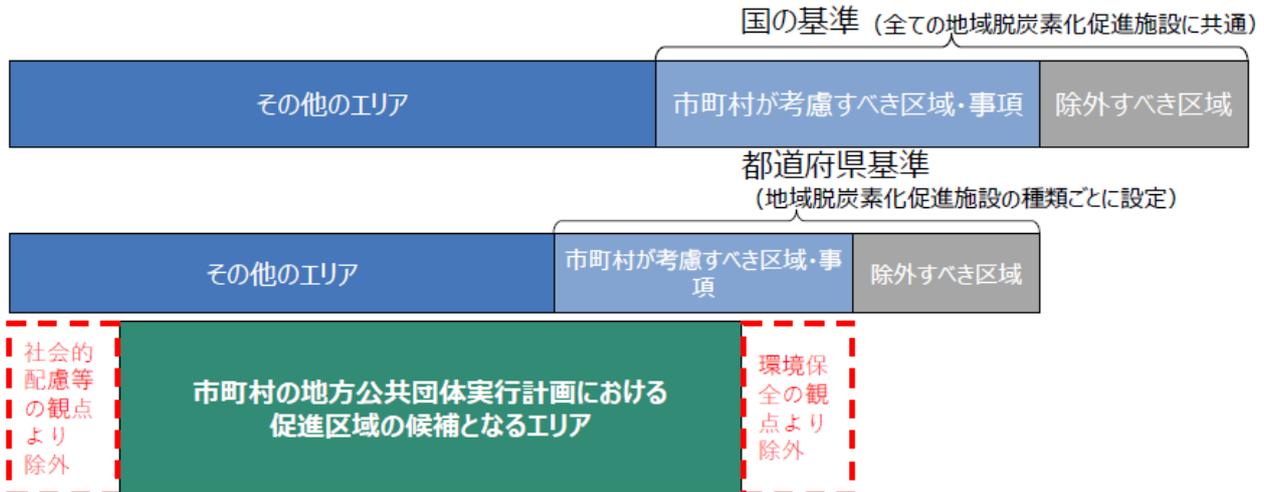
(1) 促進区域の基本的な考え方

促進区域の設定は、区域全体の再エネの導入目標等を踏まえながら、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアに再エネが導入されていくことが望ましいか、長期的な土地利用等のあり方を含めて検討することが必要です。

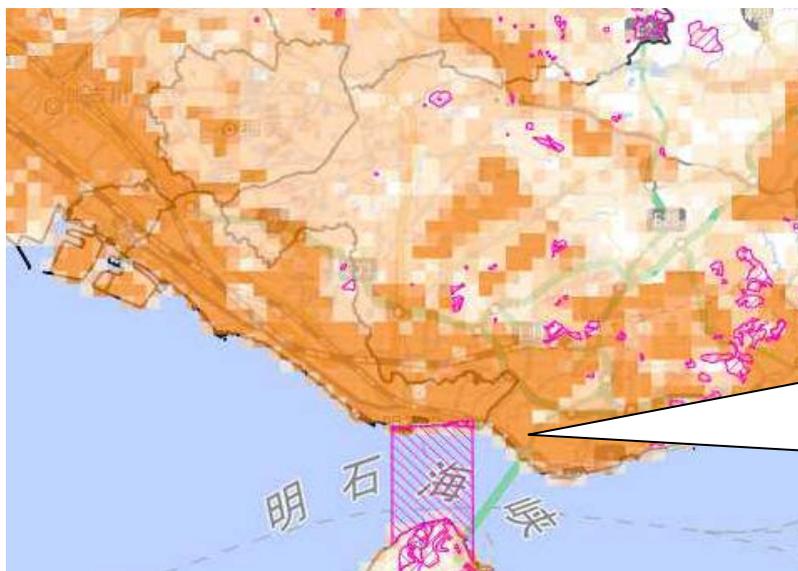
(2) 設定までの流れ

① 環境保全に係る基準の確認

市町村は、国や都道府県の環境保全に係る基準で定める「促進区域に含めないこととする区域」（除外すべき区域）は、促進区域として設定することが出来ません。「指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」等と定められている区域（市町村が考慮すべき区域・事項）については、環境保全に係る影響を検討し、再エネポテンシャルの分布状況（より環境負荷の低い候補地があるか等）や設置形態等を踏まえて、促進区域とするか判断します。



促進区域の設定までの流れ (出典：環境省マニュアル)



- ・ 除外区域はなし
- ・ 考慮区域
明石海峡沿岸部の自然公園区域
北部エリアの保安林

明石における再エネポテンシャルの分布および除外・考慮区域(出典:環境省REPOS)

②促進区域の抽出

促進区域の主な抽出方法としては、国のマニュアルでは4つの類型が想定されています。

促進区域の設定例（出典：環境省マニュアル）

類型	具体的な内容
広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、 <u>広域的な観点</u> から、再エネの導入の促進区域を抽出
地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA 普及啓発を行う <u>地区・街区</u> のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を <u>市町村の施策として重点的に行う区域</u> を促進区域として設定
公有地・公共施設 活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、 <u>活用を図りたい公有地・公共施設</u> を促進区域として設定 (例:公共施設の屋根置き太陽光発電)
事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、 <u>個々のプロジェクトの予定地</u> を促進区域として設定

【参考事例】

(地区街区指定型) 宇都宮市 宇都宮駅東口地区の整備

地区・街区指定型

■ スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例 宇都宮市（太陽光等）

宇都宮駅東口地区の整備後のイメージ

(エリアでの取組)

- 太陽光発電、地中熱、コージェネレーションシステムの導入促進
- LRT の導入、電気自動車の普及、レンタサイクルの利用促進
- 屋上緑化

出典：環境省促進区域設定に向けたハンドブック

(公有地・公共施設活用型) 所沢市・横浜市

公有地・公共施設活用型

- 地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例① 所沢市 (太陽光)

調整池に水上太陽光を設置



参考となり得る事例② 横浜市 (太陽光)

小中学校65校を対象に、再エネを地産地消し、平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用

出典：環境省促進区域設定に向けたハンドブック

【明石市の促進区域(案)】

明石市では、市全域にわたって再エネポテンシャルが高いエリアであることから、長期的な視点では、全域の住宅・建築物が促進すべきエリアと考えられますが、中長期的な視点では、今後のまちづくりや建物の分布集積状況なども踏まえ、重点的に促進を図るエリアの候補として、例えば以下が挙げられます。

類型	考える促進区域の設定エリア
広域的ゾーニング型	市街化区域全体
地区・街区指定型	明石駅周辺 再開発地区 事業所・工場集積地区
公有地・公共施設活用型	市有地・市施設

(3) 設定に係る具体的な検討事項

具体的な設定に向けては、市の再エネ目標を踏まえつつ、地域にとってメリットをもたらすかどうかの観点から、促進区域の在り方や事業に関する環境保全、地域貢献の取組として何を求めるかなどについて、合意形成を図りながら検討することが必要です。

(参考) 地域へのメリット

地域経済への貢献



- 域内での安価な再エネの供給や経済循環を推進
- 地元の事業者・金融機関などの参画
- 再エネ導入とセットで産業誘致
- 地元の雇用創出、再エネ事業に係る人材育成、技術の共有

地域における社会課題の解決



- 他の政策分野の課題解決にも活かす取組
 - 再エネの災害用電源としての活用
 - EVシェアリング、グリーンスローモビリティ
 - 収益を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援
- 発電余熱の施設園芸への活用や焼却残渣物の有機肥料としての活用
- 耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
- その他の地域活動の支援



出典：環境省促進区域設定に向けたハンドブック